表 3 平成24年度保育料(月額)

世帯の課税状況	3歳未満児	3歳以上児
生活保護世帯	0円	0円
町民税・所得税非課税世帯	8,000円	5,000円
町民税課税・所得税非課税世帯	17,000円	14,000円
所得税課税世帯 40,000 円未満	25,000円	19,000円
所得税課税世帯 65,000 円未満	28,000円	23,000円
所得税課税世帯 103,000 円未満	36,000円	27, 000円
所得税課税世帯 180,000 円未満	41,000円	29,000円
所得税課税世帯 413,000 円未満	45,000円	31,000円
所得税課税世帯 554,000 円未満	48,000円	34,000円
所得税課税世帯 554,000 円以上	50,000円	36,000円

※1世帯から2人の児童が入所する場合は、第2子が半額に、3人以上が入所する場合は、第2子が半額、第3子以上が0円となります。

表2 申し込みの受付日時と場所

受付日時

10月12日(金)~31日(水) 午前9時~午後5時15分

※土・日・祝祭日は除く。月曜日は夜7時まで。

受付場所

健康福祉課子育て支援係 (健康福祉センター内・な 86 - 0212)

※4月から入所を希望されるかたは、この期間に忘れずにお申し込みください。

(この期間後に申し込まれた場合は、定員などの都合により希望する保育園に入所できない場合があります。)

◇問い合わせ

健康福祉課子育て支援係 (健康福祉センター内・☎86-0212)

子育てを地域みんなで支えよう!

白鷹町ファミリーサポートセンターをご利用ください

ファミリーサポートセンターとは

子育てのお手伝いを受けたいかたと、子育て を応援できるかたで構成される会員組織で、そ の会員相互により子育ての援助活動を行います。



☆会員は ・・・

- ●利用会員(子育てのお手伝いを受けたいかた) 町内在住で、概ね小学校低学年以下の子どもの保護者
- ●協力会員(子育ての応援ができるかた) 町内在住のかた
- ●両方会員

利用会員と協力会員の両方を兼ねることもできます。

☆援助の内容は・・・

- ●保護者のやむを得ない事情により、子どもを預かる。
- ●保護者の出勤・出張など仕事の都合で子どもを預かる。
- ●保育園や学校までの送迎などを行う。

など・・・

☆保険は・・・

活動中の事故に備えて、財団法人女性労働協会を保険 契約者とするファミリーサポートセンター補償保険に加 入します。

☆利用料金

平日

午前7時から午後7時まで1 H 6 0 0 円それ以外の時間1 H 7 0 0 円

土・日・祝祭日

1 H 7 0 0 円

*土・日・祝祭日の利用に対し、町が利用料金の一部を 支援します。4時間以上の利用の場合、1時間400円 でご利用いただけます

■問い合わせ

健康福祉課子育て支援センター(☎86-0212)

協力会員を募集しています。子どもと接するのが 大好きなかた、ご連絡をお待ちしています。